

インドネシア共和国
公報

No.107, 2021 法務省 特許の強制ライセンス授与 変更

特許の強制ライセンス授与に関する
インドネシア共和国法務人権大臣規則 2019 年 30 号の改正
に関する

インドネシア共和国法務人権大臣規則 2021 年 14 号

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

インドネシア共和国法務人権大臣は、

- a. 事業の簡便化、保護および投資のエコシステムの向上に関する規正の改正の取り組みを支援するため、小特許分野の出願の完了プロセスを迅速化するための躍進が必要であること；
- b. 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号第 107 条の規定の履行のため、特許の強制ライセンス授与に関する法務人権大臣規則 2019 年 30 号を改正する必要があること；
- c. a 項、b 項の検討に基づき、特許の強制ライセンスに関する法務人権大臣規則 2019 年 30 号の改正に関する法務人権大臣規則を定める必要があること；

を検討し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 17 条(3)項；
2. 省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、インドネシア共和国官報補遺 4916 号）；
3. 特許に関する法律 2016 年 13 号（インドネシア共和国官報 2016 年 173 号、官報補遺 5922 号）；
4. 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号（インドネシア共和国官報 2020 年 245 号、官報補遺 6573 号）；
5. 法務人権省に関する大統領規則 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）；
6. 既に何度か改正が行われ、最後の改正がインドネシア共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号に対する改正に関する法務人権大臣規則 2018

年 24 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1135 号）により行われたインドネシア共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号（インドネシア共和国公報 2015 年 1473 号）；

7. 特許の強制ライセンス授与に関する法務人権大臣規則 2019 年 30 号（インドネシア共和国公報 2019 年 1570 号）

を考慮し、

特許の強制ライセンス授与に関する法務人権大臣規則 2019 年 30 号の改正に関する法務人権大臣規則

を定めることを決める。

第 I 条

特許の強制ライセンス授与に関する法務人権大臣規則 2019 年 30 号（インドネシア共和国公報 2019 年 1570 号）の複数の規定を以下のように改正する：

1. 第 8 条(a)項の規定を以下のように改正する：

第 8 条

大臣は以下の理由で、申請に対して強制ライセンスを与えることができる：

- a. 特許権者が、雇用創出に関する法律 2020 年 11 号の第 107 条第 2 項で定められた義務を特許が与えられてから 36 ヶ月の期間内に果たさない；
- b. 特許権者またはライセンシーが、社会の利益を損なう形および方法で特許を実施した；あるいは
- c. 過去に与えられた特許の発展である特許が、依然保護されている他者の特許を用いることなく実施することができない。

2. 第 10 条(1)項および(3)項の規定を以下のように改正する：

第 10 条

- (1) 第 8 条 a で定められた理由による強制ライセンスの授与の場合、大臣は総局長を通じて特許権者にインドネシアで特許を実施する義務が、既に特許が与えられてから 36 ヶ月の

期限を超過したことの通知書を送ることができる。

- (2) (1)項で定められた通知は、強制ライセンスが申請された特許に対して行われる。
- (3) (1)項で定められた通知は、特許権者がインドネシアで特許を実施する義務を果たさなかったことの社会への電子的な公開である。

3. 第 III 章の名称を以下のように変更する：

第 III 章
移行規定

4. 第 39 条から第 44 条までを削除する。

5. 第 45 条と第 46 条の間に第 46A 条を挿入し、以下のようにする：

第 45A 条

本大臣規則が施行開始される際、既に提出され手続中の特許実施の延期申請は、特許の強制ライセンス授与手続に関する法務人権大臣規則 2019 年 30 号の規定に基づいて処理される。

6. 第 45A 条の後に第 IV 章を追加し、以下のようにする：

第 IV 章
終末規定

第 II 条

本大臣規則は法制化の日から施行される。

全ての者が知る事ができるよう、この大臣規則の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定

2021 年 1 月 29 日

インドネシア共和国

法務人権大臣

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにおいて法制化

2021年2月3日

インドネシア共和国

法務人権省

法令総局長

WIDODO EKATJAHJANA